

【資料編】

1. 男女共同参画基本計画の策定経過

(1) 大河原町男女共同参画推進審議会

町内外の有識者の委員により、男女共同参画基本計画に関する審議を行いました。委員は女性6名、男性2名の8名の構成。公募委員は募集を2回しましたが、応募者がおりませんでした。

○大河原町男女共同参画推進審議会（敬称略）

氏 名	分 野	所 属
木村 秀則（会長）	学識経験者	K a j i プロジェクト 代表
八重樫 裕子（副会長）	商工団体	大河原町商工会女性部 部長
大内 恵美	教育団体	大河原町教育委員会 生涯学習課 社会教育指導委員
渡辺 和子	町内企業	株式会社 M i r i z 専務取締役
小野寺 拓弥	町内企業	株式会社ヒルズ 総務部長兼社長室長
森 恵子	人権擁護団体	大河原町人権擁護委員
三浦 奈美恵	防災・子ども育成	防災介助士・大河原中学校学校運営協議会委員等
大沼 史柄	行政機関	宮城県生活環境部共同参画社会推進課 男女共同参画推進専門監

（事務局：政策企画課 企画振興係）

○審議会内容

回・日程	主な協議内容
第1回（令和6年6月12日）	・委員委嘱、委員紹介、会長・副会長の選任 ・男女共同参画基本計画策定について
第2回（令和6年7月30日）	・男女共同参画に関するアンケート結果及び状況調査について ・男女共同参画基本計画に係る施策の展開案について
第3回（令和6年9月26日）	・男女共同参画基本計画素案について ・男女共同参画基本計画策定に対する答申案について
令和6年10月16日	・大河原町男女共同参画基本計画策定に対する答申

○大河原町男女共同参画推進審議会条例(令和6年4月1日施行)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、男女共同参画に関する課題と行政施策の企画及び推進について調査審議を行う大河原町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画基本計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。
- (3) その他男女共同参画の施策等を推進するため町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦される者
- (3) 町内を代表する企業等から推薦される者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(2)男女共同参画基本計画策定に対する諮問

大 政 第 294 号
令和6年 9月13日

大河原町男女共同参画推進審議会
会 長 木 村 秀 則 殿

大河原町長 齋 清 志

大河原町男女共同参画基本計画の策定について(諮問)

大河原町男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(3)男女共同参画基本計画策定に対する答申

令和6年10月16日

大河原町長 齋 清志 殿

大河原町男女共同参画推進審議会
会長 木 村 秀 則
(公印省略)

大河原町男女共同参画基本計画の策定について(答申)

令和6年9月13日付け大政第294号で諮問のありました、大河原町男女共同参画基本計画案について、慎重に審議した結果、男女共同参画社会を実現するための政策・施策の目指すべき方向性、取組、目標指標として適切なものと認めます。なお、男女共同参画の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されることを要望します。

記

男女共同参画については、年代や地域性によって捉え方が異なることから、個々の価値観を尊重しながら、男女が様々な場面において共に参画できる社会に向け、各政策・施策で意識していくことが必要である。また、行政と住民、教育関係者、事業者及び団体（以下「住民等」という。）が一体となって取り組むためには、行政と住民等とが共通認識を持つことが重要となる。本計画が、男女共同参画社会の実現に向けた共通認識を啓発・普及するための第一歩となるよう、丁寧に説明し推進を図っていくことが肝要である。

【基本目標 1 地域社会における男女共同参画の実現】に関して

行政の政策・方針決定の場へ女性参画を進め、住民等及び町職員の意識醸成を率先して行うこと。あらゆるハラスメントを排除する姿勢を掲げ、誰もが互いを尊重し、対等な関係が築ける社会づくりに努めること。

【基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現】に関して

家事・育児・介護等での女性の負担解消に向け、男女それぞれ抱えている抵抗感をなくし、互いに協力し合える家庭づくりに向けた啓発を行うこと。併せて、妊娠・出産・育児・介護等の相談及び支援体制の充実を図っていくこと。

【基本目標 3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進】に関して

人格形成期の幼児・学校教育の中でも男女平等の意識醸成を図ることは必要不可欠であり、そのための保育士・教職員・保護者等に対する理解促進、環境整備に力を入れること。また、性別に関わらず主体的に進路や職業を選択する能力、健康や性に対する適切な学びなど、多様性社会を感受し、互いに尊重することができる教育に努めること。

【基本目標 4 職場における男女共同参画の実現】に関して

女性の社会進出は進んでいるものの、男女の就業状況は、賃金・昇進の差、正規・非正規雇用の割合、経営方針への参加等で、女性参画は進んでいない面があり、男性の育児休業制度等の推進なども含め、社会的・広域的な視点・取組が必要であることから、全県的な改善が図られるよう、宮城県ヘリダーシップを働きかけること。

【基本目標 5 防災における男女共同参画の推進】に関して

地域防災活動に対し、防災会議・自主防災組織・関係団体等で女性の視点が反映できるよう女性の参画拡大を進めること。また、災害時対応に備え、防災士・防災介助士を男女とも拡大し、安全安心につなげること。

男女共同参画に向けては、男女不平等やジェンダー差別の弊害により、無意識のうちに男女別の選択肢が決められ、個人の能力発揮の可能性が狭められていることが課題である。特に、多くの分野でその負担が女性に偏っている状況があることから、家庭人・職業人として、子どもを出産しても、子育てをしても、介護があっても、女性が負担を重く感じず、男女ともに能力が発揮できる環境が望まれるところである。女性が暮らしやすく、住みたいまち、子どもを産み育てたい、定住したい意識につながり、人口流出、出生数減に対する人口減少対策に歯止めをかける鍵と言えるものとする。

上記項目を踏まえ、男女ともに活躍し合う、笑顔続く「Well-being」なまちの実現を期待するものである。

(4)男女共同参画推進本部（プロジェクトチーム）の経過

課長級以上の職員(庁議メンバー)による男女共同参画推進本部、及び担当職員によるプロジェクトチームを設置し、計画策定に向けた調整を図りました。

○男女共同参画推進本部及びプロジェクトチーム委員

所属等	本部委員	プロジェクトチーム委員
	職名・氏名	職名・氏名
町長	本部長 齋 清志	
副町長	副本部長 藤田 秀明	
教育委員会	教育長 鈴木 洋	
会計課	会計管理者 瀬戸 恵美	
総務課	課 長 菊地 仁美	庶務人事係 小林 快至 消防防災係 佐々内 修平
政策企画課	課 長 吉野 卓朗	事務局 企画振興係
税務課	課 長 菊地 芳徳	
町民生活課	課 長 佐々木 玲子	課長補佐 吉廣 彰子
福祉課	課 長 長谷川 早苗	地域包括支援係 佐々木勇貴
健康推進課	課 長 蜂谷 朋香	課長補佐 木村 三恵
子ども家庭課	課 長 斎藤 直美	子ども家庭支援係長 菊池 智美
農政課	課 長 高橋 正志	課長補佐 佐藤 義則
商工観光課	課 長 菅野 敏洋	観光物産係長 村上 愛
地域整備課	課 長 小原 元紀	
上下水道課	課 長 八重樫 茂	
スポーツまちづくり推進課	課 長 前元 一也	
教育総務課	課 長 櫻田 尚	課長補佐 佐藤 友幸
生涯学習課	課 長 斎 修	社会教育係長 佐藤 友恵
議会事務局	局 長 木村 武俊	

○計画原案の協議

※PT:プロジェクトチーム会議

月 日	主な協議内容
本部:令和6年4月18日	・男女共同参画基本計画策定について ・計画策定に係るプロジェクトチームについて
PT:令和6年5月20日	・計画書構成案について ・策定スケジュールについて ・基本計画に係る施策シートについて ・男女共同参画に係る調査
PT:令和6年7月1日	・基本計画施策シートまとめについて ・男女共同参画に関するアンケートについて ・男女共同参画状況調査について
令和6年8月～9月	・男女共同参画基本計画素案の確認作業（随時）
本部:令和6年10月28日	・男女共同参画基本計画素案について

○大河原町男女共同参画推進本部設置要綱(令和6年4月1日施行)

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成に向けた施策を策定し、その推進を図るため、大河原町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及びその施策の推進に係る総合的な調整に関すること。
- (2) 基本計画に係る施策の進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画の施策の推進に関すること。

(本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、庁議等の設置及び運営に関する規程（平成26年訓令第3号）第2条第1号に規定する庁議の構成員（町長及び副町長を除く。）をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を統括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(プロジェクトチーム)

第5条 基本計画の策定に関し、専門的事項の調査及び検討を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、町長が指名する者をもって構成する。
- 3 プロジェクトチームの設置期間は、基本計画の策定が終了するまでとする。

(意見の聴取)

第6条 本部長は、推進本部又はプロジェクトチームの会議において必要があると認めるときは、学識経験のある者若しくは関係職員の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部及びプロジェクトチームに関する庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及びプロジェクトチームの運営について必要な事項は、本部長が定める。

(5) 男女共同参画基本計画案に対するパブリックコメント (意見公募)

本計画に対する意見を町民等に広く求めるため、令和6年11月7日から11月26日まで、20日間にわたり、計画案に対するパブリックコメント(意見公募)を行いました。意見提出のお知らせを町ホームページ・LINE、広報おしらせばん(全戸配布)、町内6カ所において計画案を入手、閲覧を進め、意見公募を行いました。

○実施概要

1. 募集対象

- ①町内に住所(所在地)を有する個人、団体又は企業等
- ②町内に通勤・通学しているかた

2. 意見を公募する期間

令和6年11月7日(木)～令和6年11月26日(火)

3. 意見案の公表方法

町ホームページで公開。大河原町役場政策企画課(企画振興係)、中央公民館、金ヶ瀬公民館、駅前図書館、世代交流いきいきプラザ、総合体育館の各窓口に配布。

4. 意見提出の方法

所定の「意見記入用紙」に、住所、氏名(法人の場合は所在地・名称・代表者名)、連絡先等を明記し、電子メール、郵送、FAXにより送付、または政策企画課(企画振興係)窓口に提出。

5. 実施結果

意見提出はありませんでした。

(6) 大河原町議会全員協議会への説明

○大河原町男女共同参画推進審議会条例の制定について

- (1)実施時期 令和6年3月1日
- (2)説明内容 大河原町男女共同参画推進審議会条例制定

○大河原町男女共同参画基本計画の策定経過について

- (1)実施時期 令和6年9月2日
- (2)説明内容 基本計画の策定スケジュール・男女共同参画に関するアンケート結果広報掲載
原稿・計画体系図案・基本目標1～5の各施策

○大河原町男女共同参画基本計画の策定について

- (1)実施時期 令和6年12月2日
- (2)説明内容 大河原町男女共同参画基本計画策定

(7) 各種審議会等の女性委員の割合

法律・条例による審議会等(附属機関)・委員会(行政委員会)について、令和6年4月1日現在の委員数、そのうちの女性委員の人数及び女性の比率は以下のとおりとなっています。

(単位:人・%)

No.	審議会等名	委員数	女性委員数	女性比率
1	まちづくり審議会	14	7	50.0
2	まち・ひと・しごと創生会議	12	3	25.0
3	大規模事業評価委員会	5	1	20.0
4	情報公開審査会	5	1	20.0
5	個人情報保護審査会	5	1	20.0
6	防災会議	21	1	4.8
7	障害児就学指導審議会	14	3	21.4
8	学校給食運営審議会	15	4	26.7
9	いじめ問題対策連絡協議会	15	6	40.0
10	社会教育委員	5	2	40.0
11	文化財保護委員	5	0	0.0
12	スポーツ推進審議会	5	1	20.0
13	子ども・子育て会議	12	9	75.0
14	国民健康保険運営協議会	12	6	50.0
15	環境審議会	10	3	30.0
16	農業振興促進協議会	13	1	7.7
17	都市計画審議会	10	0	0.0
18	空き家等対策協議会	9	1	11.1
19	健康づくり推進審議会	14	7	50.0
20	監査委員	2	0	0.0
21	選挙管理委員会	4	2	50.0
22	教育委員会	4	2	50.0
23	農業委員会	9	2	22.2
24	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
合 計		223	63	28.3

大河原町男女共同参画基本計画

令和 7 年度(2025)－令和11年度(2029)

令和 7 年 1 月

発行：宮城県大河原町

〒989-1295宮城県柴田郡大河原町字新南19

TEL 0224(53)2111 FAX 0224(53)3818

URL <https://www.town.ogawara.miyagi.jp>